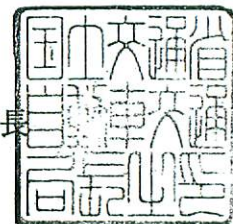




国自技第201号の3
平成19年1月4日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付け
自車第880号）の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達しました。
貴会（組合）におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員（組合員）
に対し周知方願います。

別紙

国自技第201号
平成19年1月4日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付け
自車第880号）の一部改正について

防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年法律第118号）の施行に伴い、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付け自車第880号）別添自動車検査業務等実施要領を別紙（新旧対照表）のとおり改正し、附則の期日より実施することとしたので了知されたい。

なお、本改正の実施以前に登録した自動車であって、自動車検査証に記載された車体の形状が「防衛庁車」であるものは、「防衛省車」と見なすこととする。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号
改正平成19年1月4日付け国自技第201号

新		旧	
自動車検査業務等実施要領		自動車検査業務等実施要領	
第1章～第2章（略） 第3章 自動車の検査（事務関係） 3-1～3-4-9（略） 3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。		第1章～第2章（略） 第3章 自動車の検査（事務関係） 3-1～3-4-9（略） 3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。	
自動車の種類	車体の形状	自動車の種類	車体の形状
用途自動車以外の自動車 大型特殊自動車及び特種	乗車定員10人以下の乗用自動車	乗車定員10人以下の乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」「オートバイ」「側車付オートバイ」「三輪箱型」「三輪幌型」
	乗車定員11人以上の乗合自動車	乗車定員11人以上の乗合自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤエンジン」「アンダーフロア」
	貨物自動車	貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット（トラクタ）」「キャブオーバ（トラクタ）」「バン（トラクタ）」「三輪トラック（トラクタ）」「三輪バン（トラクタ）」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「ドリー付バントレーラ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車（トラクタ）」「荷台昇降車」「脱着装置付きコンテナ専用車」
用途自動車以外の自動車 大型特殊自動車及び特種	乗車定員10人以下の乗用自動車	乗車定員10人以下の乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」「オートバイ」「側車付オートバイ」「三輪箱型」「三輪幌型」
	乗車定員11人以上の乗合自動車	乗車定員11人以上の乗合自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤエンジン」「アンダーフロア」
	貨物自動車	貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット（トラクタ）」「キャブオーバ（トラクタ）」「バン（トラクタ）」「三輪トラック（トラクタ）」「三輪バン（トラクタ）」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「バンフルトレーラ」「ドリー付バントレーラ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車（トラクタ）」「荷台昇降車」「脱着装置付きコンテナ専用車」

<p>特種用途自動車</p>	<p>「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」「粉粒体運搬車」「粉粒体運搬車(トラクタ)」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「冷蔵冷凍車(トラクタ)」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「患者輸送車」「車いす移動車」「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘健柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」</p>
<p>大型特殊自動車</p>	<p>「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「ボール・トレーラ」</p>

(以下略)

<p>特種用途自動車</p>	<p>「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛庁車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」「粉粒体運搬車」「粉粒体運搬車(トラクタ)」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「冷蔵冷凍車(トラクタ)」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「患者輸送車」「車いす移動車」「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘健柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」</p>
<p>大型特殊自動車</p>	<p>「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「ボール・トレーラ」</p>

(以下略)

附則（平成19年1月4日 国自技第201号）

（適用時期）

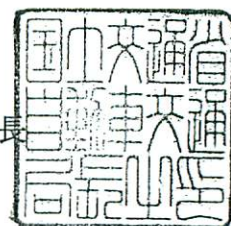
1 この要領は、平成19年1月9日から適用する。



国自技第202号の3
平成19年1月4日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「自動車の用途等の区分について(依命通達)」(昭和35年9月6日付け自車
第452号)の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通達した
ので、貴会(組合)におかれても傘下会員(組合員)に対し周知方お願いします。

別紙

国自技第202号

平成19年1月4日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

「自動車の用途等の区分について(依命通達)」(昭和35年9月6日付け自車第452号)の一部改正について

防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成18年法律第118号)の施行に伴い、「自動車の用途等の区分について(依命通達)」(昭和35年9月6日付け自車第452号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので了知されたい。

「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年9月6日付け自車第452号）
の一部を改正する通達新旧対照表

〔昭和35年9月6日付け自車第452号〕
改正平成19年1月4日付け国自技第202号

新	旧
<p style="text-align: center;">自動車の用途等の区分について</p> <p>1～3 （略） 4 特種用途自動車等 4-1 （略） 4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条により指定又は届出された緊急自動車であつて、かつ、以下の車体の形状毎に別途定める構造上の要件に適合する設備を有するもの 救急車、消防車、警察車、臓器移植用緊急輸送車、保線作業車、検察庁車、緊急警備車、<u>防衛省車</u>、電波監視車、公共応急作業車、護送車、血液輸送車、交通事故調査用緊急車 なお、被けん引車又は二輪車若しくは三輪車であることにより車体の形状の一部が異なる場合については、上記の車体の形状を以下の事例に示すように読み替えて適用する（以下本項において同じ。）。 例：消防車 → 消防フルトレーラ 救急車 → 救急車二輪 警察車 → 警察車三輪</p> <p>（以下略） 附則（平成19年1月4日 国自技第202号） <u>（適用時期）</u> 1 この要領は、平成19年1月9日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">自動車の用途等の区分について</p> <p>1～3 （略） 4 特種用途自動車等 4-1 （略） 4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条により指定又は届出された緊急自動車であつて、かつ、以下の車体の形状毎に別途定める構造上の要件に適合する設備を有するもの 救急車、消防車、警察車、臓器移植用緊急輸送車、保線作業車、検察庁車、緊急警備車、<u>防衛庁車</u>、電波監視車、公共応急作業車、護送車、血液輸送車、交通事故調査用緊急車 なお、被けん引車又は二輪車若しくは三輪車であることにより車体の形状の一部が異なる場合については、上記の車体の形状を以下の事例に示すように読み替えて適用する（以下本項において同じ。）。 例：消防車 → 消防フルトレーラ 救急車 → 救急車二輪 警察車 → 警察車三輪</p> <p>（以下略）</p>



国自技第203号の3
平成19年1月4日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部



「自動車の用途等の区分について（依命通達）の細部取扱いについて」
（平成13年4月6日付け国自技第50号）の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通達したので、貴会（組合）におかれても傘下会員（組合員）に対し周知方お願いします。連絡します。

別紙

国自技第203号
平成19年1月4日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局技術安全部長

「自動車の用途等の区分について（依命通達）の細部取扱いについて」
（平成13年4月6日付け国自技第50号）の一部改正について

標記について、今般、別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、平成19年1月9日以降はこれにより実施されたい。

「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて
の一部を改正する通達新旧対照表

〔平成13年4月6日付け国自技第50号〕
〔改正平成19年1月4日付け国自技第203号〕

改 正 案		現 行	
「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて		「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて	
別添		別添	
目 次		目 次	
用途区分通達4-1-1、4-1-2及び4-1-3の各自 自動車の構造要件(共通事項)……………	3-2 用途区分通達4-1-3(2)の自動車(2形状) 患者輸送車……………4 5 車いす移動車……………4 6	用途区分通達4-1-1、4-1-2及び4-1-3の各自 自動車の構造要件(共通事項)……………	3-2 用途区分通達4-1-3(2)の自動車(2形状) 患者輸送車……………4 5 車いす移動車……………4 6
1 用途区分通達4-1-1の自動車(13形状)		1 用途区分通達4-1-1の自動車(13形状)	
救急車……………4	3-3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車(32形状)	救急車……………4	3-3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車(32形状)
消防車……………5	消毒車……………4 7	消防車……………5	消毒車……………4 7
警察車……………6	寝具乾燥車……………4 8	警察車……………6	寝具乾燥車……………4 8
臓器移植用緊急輸送車……………7	入浴車……………4 9	臓器移植用緊急輸送車……………7	入浴車……………4 9
保線作業車……………8	ボイラー車……………5 0	保線作業車……………8	ボイラー車……………5 0
検察庁車……………9	検査測定車……………5 1	検察庁車……………9	検査測定車……………5 1
緊急警備車……………1 0	穴掘建柱車……………5 2	緊急警備車……………1 0	穴掘建柱車……………5 2
防衛省車……………1 1	ウインチ車……………5 3	防衛庁車……………1 1	ウインチ車……………5 3
電波監視車……………1 2	クレーン車……………5 4	電波監視車……………1 2	クレーン車……………5 4
公共応急作業車……………1 3	くい打車……………5 5	公共応急作業車……………1 3	くい打車……………5 5
護送車……………1 4	コンクリート作業車……………5 6	護送車……………1 4	コンクリート作業車……………5 6
血液輸送車……………1 5	コンベア車……………5 7	血液輸送車……………1 5	コンベア車……………5 7
交通事故調査用緊急車……………1 6	道路作業車……………5 8	交通事故調査用緊急車……………1 6	道路作業車……………5 8
	梯子車……………5 9		梯子車……………5 9
2 用途区分通達4-1-2の自動車(13形状)	ポンプ車……………6 0	2 用途区分通達4-1-2の自動車(13形状)	ポンプ車……………6 0
給水車……………1 7	コンプレッサー車……………6 1	給水車……………1 7	コンプレッサー車……………6 1
医療防疫車……………1 8	農業作業車……………6 2	医療防疫車……………1 8	農業作業車……………6 2
採血車……………1 9	クレーン用台車……………6 3	採血車……………1 9	クレーン用台車……………6 3
軌道兼用車……………2 0	空港作業車……………6 4	軌道兼用車……………2 0	空港作業車……………6 4
図書館車……………2 1	構内作業車……………6 5	図書館車……………2 1	構内作業車……………6 5

郵便車	2 2	工作車	6 6
移動電話車	2 3	工業作業車	6 7
路上試験車	2 4	レッカー車	6 8
教習車	2 5	写真撮影車	6 9
霊柩車	2 6	事務室車	7 0
広報車	2 7	加工車	7 1
放送中継車	2 8	食堂車	7 2
理容・美容車	2 9	清掃車	7 3
		電気作業車	7 4
3-1 用途区分通達4-1-3(1)の自動車(15形状)		電源車	7 5
粉粒体運搬車	3 0	照明車	7 6
タンク車	3 1	架線修理車	7 7
現金輸送車	3 2	高所作業車	7 8
アスファルト運搬車	3 3		
コンクリートミキサー車	3 4	3-4 用途区分通達4-1-3(4)の自動車(3形状)	
冷蔵冷凍車	3 5	キャンピング車	7 9
活魚運搬車	3 6	放送宣伝車	8 2
保温車	3 7	キャンピングトレーラ	8 4
販売車	3 8		
散水車	3 9		
塵芥車	4 0		(78形状)
糞尿車	4 1		
ボートトレーラ	4 2		
オートバイトレーラ	4 3		
スノーモービルトレーラ	4 4		

用途区分通達4-1-1、4-1-2及び4-1-3の各自動車の構造要件(共通事項) (略)

1 用途区分通達4-1-1の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
防衛省車	(略)	(略)

(以下略)

郵便車	2 2	工作車	6 6
移動電話車	2 3	工業作業車	6 7
路上試験車	2 4	レッカー車	6 8
教習車	2 5	写真撮影車	6 9
霊柩車	2 6	事務室車	7 0
広報車	2 7	加工車	7 1
放送中継車	2 8	食堂車	7 2
理容・美容車	2 9	清掃車	7 3
		電気作業車	7 4
3-1 用途区分通達4-1-3(1)の自動車(15形状)		電源車	7 5
粉粒体運搬車	3 0	照明車	7 6
タンク車	3 1	架線修理車	7 7
現金輸送車	3 2	高所作業車	7 8
アスファルト運搬車	3 3		
コンクリートミキサー車	3 4	3-4 用途区分通達4-1-3(4)の自動車(3形状)	
冷蔵冷凍車	3 5	キャンピング車	7 9
活魚運搬車	3 6	放送宣伝車	8 2
保温車	3 7	キャンピングトレーラ	8 4
販売車	3 8		
散水車	3 9		
塵芥車	4 0		(78形状)
糞尿車	4 1		
ボートトレーラ	4 2		
オートバイトレーラ	4 3		
スノーモービルトレーラ	4 4		

用途区分通達4-1-1、4-1-2及び4-1-3の各自動車の構造要件(共通事項) (略)

1 用途区分通達4-1-1の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
防衛庁車	(略)	(略)

(以下略)